

別表十二（四）の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告書を提出する法人で金属鉱業等鉱害対策特別措置法第2条第2項（定義）に規定する採掘権者又は租鉱権者であるものが、令和2年改正法附則第87条第1項（金属鉱業等鉱害防止準備金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる令和2年改正法第15条の規定による改正前の措置法第55条の2（金属鉱業等鉱害防止準備金）の規定の適用を受ける場合に記載します。

2 「積立限度額5」の分子の空欄には、次に掲げる事

業年度の区分に応じそれぞれ次に定める数を記載します。

(1) 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度 10

(2) 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する事業年度 20